# 厚生労働省障害者雇用推進のための職場改善チーム「中間まとめ」 概要

# 1 チームの立ち上げ、議論の過程

令和元年5月に厚生労働省障害者雇用推進本部において、厚生労働大臣より「障害のある職員自身が参画した『厚生労働省 障害者雇用推進のための職場改善チーム』を新たに立ち上げ、障害のある職員が生き生きと働くことができる職場づくりを しっかり議論し、秋頃を目途に改善方策をまとめ、厚生労働省として改善策を実施していく。」との指示があった。

これを受け、令和元年5月末に、障害のある職員(常勤・非常勤)、直属の上司にあたる職員、障害者雇用推進支援員、事務局を兼ねた障害者が活躍できる職場づくり推進室メンバーからなるチームを立ち上げ、同年11月までの間、計7回にわたり議論を重ねてきた。今般、これまでの議論を踏まえた具体的な改善方策を「中間まとめ」として取りまとめたもの。

# 2 主な職場課題と具体的改善方策

(1)上司・同僚とのコミュニケーションについて

#### 課題

- ・自分自身の<u>障害特性</u>等について、職場のどの範囲に<u>ど</u> <u>う情報を伝えれば良いか、また、どこまで伝わってい</u> <u>るのかわからない。</u>
- ・配属された後は配慮が必要かの確認がされなくなって くる。



#### 改善方策

「障害に対する配慮事項シート」を作成し、配慮事項等 だけでなく周知する範囲の希望等についても記載して もらい、定期的(年1回程度)に確認・更新等をして もらう。

### (2)成長に応じた業務付与について

#### 課題

- ・特に<u>非常勤職員(チャレンジ雇用)</u>の場合、障害のために「できない」と思われ、<u>簡易・定型業務に業務の範囲等が狭められてしまっている</u>ケースがある。
- ・障害のある職員側は、「もっと成長したい」と思って いるケースが多い。
- ・特に<mark>常勤職員</mark>の場合、付与する業務の範囲、仕事の量については、上司の側も判断が難しく迷っている。

# 改善方策

- ・非常勤職員向けの<u>職務切り出しの支援ツールの記載を</u> 再編成し、パソコン操作(Excel、Word等)等の比 較的高度な業務の組み込み等を行う。
- ・簡易・定形業務から、中級レベルのパソコン業務に、 やがては上級レベルの非定形業務に、<mark>成長に応じて、</mark> <u>徐々にステップアップさせていく</u>よう促す。
- ・主に、常勤職員の業務付与については、<u>得意とする分野に専念・特化できるようにする方法</u>、求められる職務の水準に向けて、<u>一定の時間をかけて業務の幅を広げていき、苦手分野も徐々に担当していく方法</u>も含めて勘案することが必要。



# 2 職場課題と具体的改善方策

#### (3)上司や支援員等への研修など上司や支援員等が行うべき事項(各種配慮等)の徹底について

#### 課題

- ・<u>現行の支援マニュアル</u>は量が多く、上司や支援員が着任<u>すぐに全体像を理解することが難しい結果、配慮の</u> 実施が一部不徹底になっている。
- ・障害のある職員に深く関わるのは上司・支援員だけで なく、隣席の同僚等、幅広い職員の理解促進が必要。



### 改善方策

- ・最も重要な配慮事項と様式に絞った<u>支援マニュアルの</u> コンパクト版を作成</u>する。
- ・全職員向けe-ラーニング資料を用意するとともに、係 長級や課長補佐級などの<u>階層別の研修でも障害者雇用</u> に関する項目を組み込む方向で検討。

## (4)障害のある職員への研修について

#### 課題

- ・非常勤職員(チャレンジ雇用)については、研修等の機会がなく、基礎的なことが伝達できていない。
- ・省内で行われている様々な研修(PCスキル等)について、 非常勤職員(チャレンジ雇用)も参加できることがわか りにくく、活用できていない。



#### 改善方策

- ・非常勤職員(チャレンジ雇用)の採用時等に<u>共通の就労</u> ガ<u>イダンス (簡易研修)を実施</u>できるようにする。
- ・非常勤職員(チャレンジ雇用)は、**育成計画の中に明示 的にパソコン操作を位置づけ**、ある一定の段階に達し たら、**積極的に研修の受講を案内**する。

# (5)職員同士のネットワークについて

#### 課題

・障害のある職員同士で気軽に相談できるよう、何らかのネットワークがあるとよい。



#### 改善方策

- ・今春常勤採用者のネットワーク(ランチ会・勉強会等)を引続き支援。
- ・非常勤職員(チャレンジ雇用)には、採用時(4月)の就 労ガイダンスや、人事課主催の外部の職場見学の実施 時等に、交流の場の設定を行う。

上記の具体的改善方策については、令和元年度内に実行に移していく。

「障害のある職員に対する支援マニュアル」等に反映し、